

大阪柔整だより

損害保険ジャパン日本興亜との研修会を開催

平成 29 年 8 月 2 日、午後 3 時より損害保険ジャパン日本興亜 大会議室において「柔道整復施術の理解」と題し研修会が開催された。

自賠責保険の取り扱いについて、トラブルが多々発生している現状において、損害保険ジャパン日本興亜では社員教育を含め、より柔道整復師を理解する必要性を感じ、予てより大阪社団に講師派遣の依頼があり実現したものである。

研修会は約 100 名の社員が参加され、会場は立錐の余地もなく、熱気で溢れ返り、遠方の社員はテレビ会議で参加されるなど関心の深さが伺えた。

最初に、本会より出向した徳山会長、増井副会長、永野理事の紹介があり、徳山会長から「社員の皆様からは柔道整復師は敵だという視線を感じますが、本日は柔道整復師に付度をお願いする訳ではなく、相互理解と信頼関係を構築し、円滑な業務の実施をお願いしたい。」と挨拶された。

研修内容は、徳山会長より柔道整復師の歴史、業界の現状、公益社団の取り組みについて講演があり、大阪社団の取り組みについては「療養費適正化理念」発表の経緯や進捗状況を詳しく説明され、自ら襟を正すことを強調された。特に看板・広告については「交通事故」等を掲げている接骨院・整骨院は要注意であり、通院されている接骨院・整骨院の柔道整復師が社団会員であるか否かも確認していただきたいと締めくくられた。

次に、増井副会長より、損害保険ジャパン日本興亜から事前に質問のあった請求内容等について、Q&A形式で懇切丁寧に回答され、続いて柔道整復術の実技も披露された。その後、残り僅かな時間で質疑応答に入り、活発な意見交換がなされた。

今回の研修において、保険会社の担当者が感じている素朴な疑問や誤認識を少しでも払拭できたと胸を撫で下ろし、今後、更に柔道整復師に対する理解を求め、信頼関係を構築し、円滑なる業務を推進していかなければならないと感じた。そのためには、柔道整復業界は一丸となり、不正な行為について厳重なる対応と対処を行っていきべきだと考える。

会員の皆様、大阪社団は守るべき所は守る、正すところは正すことを念頭に行動しますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いたします。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 理事

平成 29 年度 第 1 回保険専門講座

平成 29 年 7 月 15 日(土)大阪柔整会館 5 階大ホールにおいて、第 1 回 保険専門講座「療養費の支給基準と保険情報について」が開催され、定員 50 名のところ、70 名を超える参加者が来場されました。

開会宣言の後、布施副会長より挨拶の言葉があり、療養費検討専門委員会におけるこの業界への適正化推進や、違法看板・広告の実態調査が各都道府県で始まっており、厚生労働省も広告のガイドライン等の作成準備をしていること、また、本会会員への周知徹底はもとより、本会の理事者・審査委員には看板等の違法性が無いことの確認も行っている事などをお話いただきました。

「療養費の支給基準」については、保険担当の成定理事より、「施術料金の算定方法・算定基準」「算定基準の実施上の留意事項」など 1 時間に亘る説明がありました。

「保険情報」については、保険担当の藤森理事より、最近多くみられる返戻で「長期・長期頻回施術継続理由書の記載もれ」や「負傷の原因の記載内容不備」について説明がありました。長期施術継続理由書の記載では、支給基準にも記されているように「打撲・捻挫の施術が初検の日から 3 月を超えて継続する場合は負傷部位、症状及び施術が必要な理由を明らかにした別紙様式 1 による長期施術継続理由書を支給申請書に添付すること。」とあり、記載の基本的な考え方としては、外力・損傷の程度・年齢・体質・生活環境・既往歴等から治癒遷延を、また今後とも治癒効果の期待できる事を学理的に記載する事となっていることや、頻回とは 1 月間当たり 10~15 回以上継続する傾向のある場合であり、その旨を頻回理由として記載する事についての説明もありました。負傷の原因の記載内容不備では、単に、「痛みが走る」「痛みを感じた」等はその状態の表現であって原因ではなく、また、「ギクッとなった」「ビリッとなった」等も原因ではなく状態の表現であり、「どこで、どうして、どうなったか」をしっかりと負傷部位毎に記載する事が返戻対象を無くす事に繋がる等の説明がありました。また、国保連合会審査会・協会けんぽ審査会の体制や審査基準の話など、普段聞けない内容を話され、最後に、公益社団法人大阪府柔道整復師会が掲げている「療養費適正化理念」の 5 項目について改めて説明され保険専門講座を締めくくられました。

今回の保険専門講座は、参加者のほとんどが柔道整復師であり、「療養費の支給基準」を十分に理解されているなかでもメモを取ったり、資料にチェックを入れたりなど熱心に受講されていました。

[次頁へ続く](#)

前頁より

実際のところは、レセコンに頼りっぱなしで支給基準の内容を全く理解されず療養費を請求する柔道整復師もいると聞いているなか、保険専門講座で初心に戻り、一から確認する姿勢は非常に大事な事だと思いました。

私達、柔道整復師は国家資格を取得し、接骨院・整骨院を開業し、患者に施術を行い、保険請求をする、この過程で必ず理解しなければならないのが「療養費の支給基準」であり、大阪社団の会員は周知のことと思います。

国民の財産である療養費を、ルールに従い請求するのは当然でありますので、皆様も改めて「療養費の支給基準」を見直してみてもはいかがでしょうか。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部

長期施術継続理由書について

捻挫・打撲・挫傷の施術が、初検の日から3月を超えて継続する場合は、健康保険の「柔道整復施術療養費支給申請書」(レセプト)に、負傷部位、症状及び施術の継続が必要な理由を明らかにした「長期施術継続理由書」の記載が必要です。

また、施術が3月を超えて継続し、1月間の施術回数が10～15回以上の場合は、負傷部位ごとに、症状及び3月を超えて頻度の高い施術が必要な理由の記載が必要です。

介護保険のコラム Vol.29

～地域包括ケアシステム参入事例 その4～

第4回目は、茨木市での参入事例をご紹介します。

茨木市では毎年度入札により事業を受託し運営しています。

対象者は、大阪市・堺市と同じく、要支援1・要支援2及び事業対象者の認定を受けた方が利用することができます。利用者は、まず茨木市役所へ利用したい旨を伝え、事業利用に該当した方は、地域包括支援センターのケアマネジャーが利用者の身体状況などを聞き取り、ケアプランを作成します。その後、利用者・ケアマネジャー・指導者(=機能訓練指導員)が打合わせをし、週1回/全10回のプログラムが実施されることとなります。

また、大阪市や堺市では施術所が事業の実施場所となっていますが、茨木市のケースでは、指導者が利用者の自宅を訪問し日常生活を行う場所で訓練を行うことが特徴です。

茨木市では、主に引きこもりがちになる高齢者に対して集中的な訓練を行うことにより、外出する意欲を持ってもらいたいとの目的で事業を実施しています。

次回は、東大阪市の介護予防事業をご紹介します。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

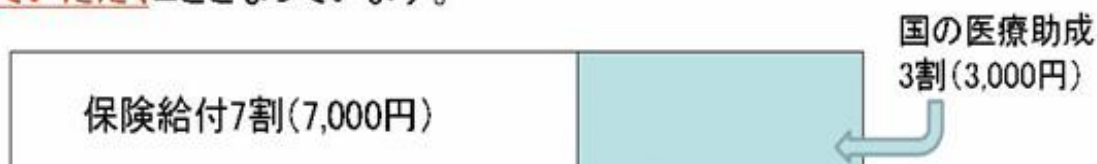
例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様にお願いします。